

しまね特別支援教育推進プラン

平成24年2月

島根県教育委員会

(このページは空白です。)

はじめに	P 1
プランの概要	P 2
序 章 策定の視点	P 4
1. しまね教育ビジョン 2.1	P 4
2. 在り方検討委員会	P 4
3. 今後の基本的な考え方	P 4
4. プランの性格	P 5
5. プランの期間	P 5
第1章 今後の重点テーマ	P 6
1. 教育的ニーズの把握	P 6
2. 一貫した支援	P 6
3. 職業教育の充実	P 6
4. 教育環境の整備	P 6
5. 関係機関の連携した取組	P 7
第2章 特別支援学校について	P 8
1. 現状と課題	P 8
2. 基本的な考え方	P12
3. 複数障がい種対応	P13
4. センターの機能	P13
5. 学校図書館を活用した教育	P14
6. 職業教育と就業支援	P15
7. 交流及び共同学習	P15
8. 教育環境の整備・充実	P16
第3章 就学前について	P17
1. 現状と課題	P17
2. 基本的な考え方	P18
3. 所（園）内体制・相談支援体制の充実	P18
4. 教職員等の資質・専門性の向上	P18
5. 保育所や幼稚園に入所又は在籍していない乳幼児への支援	P18
6. 就学相談の充実	P19

第4章 小・中学校について	P20
1. 現状と課題	P20
2. 基本的な考え方	P22
3. 校内体制の充実	P22
4. 教職員の資質・専門性の向上	P23
5. 特別支援学級	P23
6. 通級指導教室	P23
7. 通常の学級	P24
8. 中学校から高等学校等への進学	P24
第5章 高等学校について	P25
1. 現状と課題	P25
2. 基本的な考え方	P26
3. 校内体制の充実	P26
4. 教職員の資質・専門性の向上	P26
5. 実践研究成果の反映	P27
6. 「通級による指導」に類する指導	P28
7. 障がいのある生徒の高等学校進学における受入体制の整備	P28
第6章 特別支援教育の充実・発展について	P29
1. 理解・啓発の強化	P29
2. 教職員の専門性の向上	P29
参考資料	P32

はじめに

島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）においては、これまで、平成17年3月に報告された「島根県における今後の特別支援教育の在り方について」に基づき、障がいのある子どもが自立や社会参加をめざすために必要な教育内容・方法の改善や教員の専門性の向上をはじめ、小・中学校におけるLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする児童生徒への対応及び特別支援教育を推進するための校内体制の整備等について、総合的に特別支援教育の充実・発展を図ってきました。

また、学校教育法の改正が平成19年4月に施行されることを踏まえ、同年3月には「今後の特別支援教育の推進に向けた盲・ろう・養護学校から特別支援学校への転換基本計画」（以下「転換基本計画」という。）を策定し、複数の障がい種に対応できる学校づくり、あるいは地域における特別支援教育のセンター的機能の充実等の取組を進めてきました。

しかしながら、近年においては、特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加、特に知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒数が著しく増加しており、全ての学校において、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応、適切な指導及び必要な支援の在り方並びに校内支援体制の整備等が継続した課題となっています。

このため、県教育委員会は、学識経験者等17名によって構成される「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」（以下「在り方検討委員会」という。）を平成22年5月に設置し、新しい障がい種への対応、知的障がい者等の卒業後の就労対策、各圏域の複数障がい種対応等の近年における新たな課題について諮問を行い、昨年3月に答申を受けました。

県教育委員会では、この答申の趣旨を尊重し、特別な支援を必要とする子どもの自立と主体的な社会参加の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うための具体的な方策として、健康福祉部の協力の下に、本県における特別支援教育の推進に関する基本計画である「しまね特別支援教育推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

特別支援教育の推進のためには、健康福祉部や労働関係部局との連携はもとより、市町村や関係団体との連携も図り、保護者をはじめ多くの県民の皆様からご理解をいただくことが必要です。

今後は、本県の特別支援教育が、特別な支援を必要とする子どもたちにとって有用なものとなるよう、プランに基づいた施策の着実な実施を図ります。なお、プランの具現化に向けて期間を要する施策については、個別に実施計画等を作成して取り組むとともに、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じてプランを見直します。

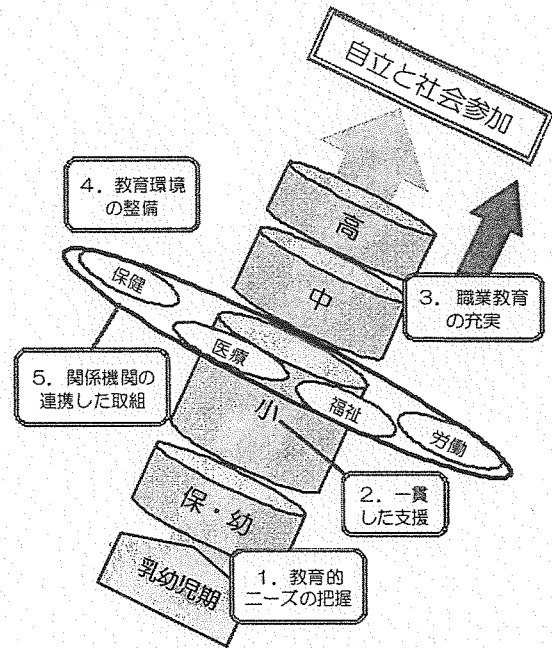
しまね特別支援教育推進プラン（概要）

- 基本的な考え方：一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行う。
- プランの性格：

特別支援学校や小・中・高等学校等における特別支援教育に関する現状と課題を明らかにした上で、過去に策定された計画等を踏まえて検討された「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」の答申内容を具現化する。
- プランの期間：平成23～32年度

●重点テーマ

1. 教育的ニーズの把握
校内体制の整備による一人一人の教育的ニーズの把握
2. 一貫した支援
「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した一貫した支援の推進
3. 職業教育の充実
高等部生徒の職業教育の充実や生徒本人の適性に応じた卒業後の進路開拓
4. 教育環境の整備
学校全体の人的配置の充実や県立学校の施設設備のさらなる整備
5. 関係機関の連携した取組
関係機関が連携した支援体制の構築



●主な取組内容

【特別支援学校】

- ◆複数障がい種対応
 - ・出雲養護・益田養護に肢体不自由教育部門を設置(H24)
 - ・希望があれば、隠岐養護小学部で知的障がい以外の児童を受入れ
- ◆センター的機能（教育相談、療育支援等）
 - ・スーパーコーディネーター（地域の小・中学校等の特別支援教育コーディネーターに助言・援助できる人材）の養成・配置を検討
 - ・センター的機能を発揮するため、センタールーム（教育相談・療育のための部屋）を整備
- ◆学校図書館を活用した教育

学校図書館を活用した教育に関する意識をさらに向上させる。また、児童生徒等が利用しやすく、学習の充実につながる学校図書館を整備する。
- ◆職業教育と就業支援

働くことに対する意欲や社会人としての基本的な習慣を身につけることを目的とした職業教育を行うとともに、生徒の実態や卒業生の進路状況を踏まえた進路開拓に努める。

 - ・知的障がい特別支援学校高等部に職業コース制の導入を検討
 - ・進路先の確保
- ◆交流及び共同学習
 - ・近隣の小・中学校等との交流及び共同学習を推進
 - ・地域の資源を活用した教育を推進
- ◆教育環境の整備・充実
 - ・校舎等の経年化対策の実施
 - ・校舎の狭隘化対策の実施
 - ・学校給食環境の整備
 - ・通学支援

【就学前】

◆所（園）内体制・相談支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターの指名について働きかけ、特別支援学校のセンター的機能との連携強化により、相談支援体制の充実を図る。

◆教職員等の資質・専門性の向上

市町村、関係部局及び教育センターと連携し、必要とされるテーマを十分反映させた研修を行い、資質や専門性の向上を図る。

◆保育所や幼稚園に入所又は在籍していない乳幼児への支援

教育・保健・医療・福祉部局との連携を強化し、早期からの相談支援体制の充実を図る。

◆就学相談の充実

就学に関わる相談や情報提供ができる体制の充実に努める。

【小・中学校】

◆校内体制の充実

全校に設置されている校内委員会の機能を充実させる。拠点校を中心とした地域全体の実践力の向上を図る仕組みを構築する。

◆教職員の資質・専門性の向上

◆特別支援学級

市町村と連携し、研修会の実施、リーフレット等の活用により、適切な教育課程の実施、指導や支援を充実させる。

◆通級指導教室

地域バランスを考慮し、新たな教室の設置や担当教員の複数配置に努めるとともに、担当者の実践力や専門性の向上を図る。

◆通常の学級

全ての小・中学校に対して、適切な支援の実施、助言又は援助を行うとともに、「ここにこサポート事業」の充実を図る。

◆中学校から高等学校等への進学

適切な進路指導が行われるように、リーフレット等の活用や学校訪問等の指導を行う。

【高等学校】

◆校内体制の充実

校内委員会の設置、「個別の教育支援計画」等の作成と活用を周知し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備と充実を図る。

◆教職員の資質・専門性の向上

◆実践研究成果の反映

「高等学校における発達障害のある生徒への支援」の研究の成果を全ての高等学校に広げる。

◆「通級による指導」に類する指導

モデル校を指定し、支援の必要な生徒への指導や支援を行う。

◆障がいのある生徒の高等学校進学における受入体制の整備

中学校に対して積極的な情報提供を促し、障がいの状況を詳細に把握することで、きめ細かに対応する。

【共通】

◆理解・啓発の強化

全ての子どもに対して特別支援教育の理解・啓発等に積極的に取り組む。

◆教職員の専門性の向上

- ・派遣研修や人事交流による人材育成の実施
- ・様々な障がいに関する専門性の向上
- ・免許状保有率の引き上げ

序 章 策定の視点

1. しまね教育ビジョン21

しまね教育ビジョン21は、「島根総合発展計画」や国の「教育振興基本計画」を踏まえ、今後の本県の教育全般を推進するための指針です（平成16年3月策定、平成20年3月改訂）。

このビジョンでは、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小・中・高等学校との連携はもとより、医療・福祉・労働等の関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行うことを特別支援教育の基本的な考え方として示しています。

【重点的な取組内容】

- (ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実
- (イ) 社会的・職業的自立の促進
- (ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

2. 在り方検討委員会

近年における喫緊の課題に対応するために、平成22年5月に設置した在り方検討委員会に次の項目を諮問し、昨年3月に提言となる答申を受けました。

【諮問内容】

- ①新しい障がい種への対応について
- ②知的障がい者等の卒業後の就労対策について
- ③各圏域の複数障がい種対応について
- ④特別支援学校のセンター的機能について
- ⑤特別支援学校高等部（知的）の生徒急増対策について
- ⑥特別支援学校の将来像と校舎の老朽化対策について
- ⑦幼稚園・保育所から高等学校までの支援について
- ⑧関係部局との連携・役割分担について
- ⑨特別支援教育の理解・啓発について
- ⑩教職員の育成について

※答申概要は参考資料参照（P33）

3. 今後の基本的な考え方

次年度以降も、特別な支援を必要とする児童生徒数が引き続き増加していくと予想されるため、今後も関係機関と連携し、一人一人の教育的ニーズを的確に把握した上で、きめ細かな教育を行うことが重要です。

このため、今後の特別支援教育においても、しまね教育ビジョン21に示された基本的な考え方や関係する計画等を踏まえ、特別支援教育を推進します。

※関係する計画等

- ・島根はつらつプラン（島根県障害者計画）（平成15年6月）
- ・島根県における今後の特別支援教育の在り方について（平成17年3月）
- ・転換基本計画（平成19年3月）
- ・しまね教育ビジョン21（平成20年3月）

4. プランの性格

プランは、特別支援学校や小・中・高等学校等における特別支援教育に関する現状と課題を明らかにした上で、過去に策定された関係する計画等を踏まえて検討された在り方検討委員会の答申内容を具現化するための基本計画です。

なお、在り方検討委員会へ諮問した項目以外の課題については、個別に検討していくこととします。

5. プランの期間

原則、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

●特別支援学校

学校教育法第72条は、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定している。島根県では、「盲学校」、「ろう学校」、「養護学校」の名称で12校の特別支援学校を設置している。

●特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことである（出典：平成19年4月1日付け「特別支援教育の推進について（通知）」文部科学省）。

平成19年4月に施行された改正学校教育法において、小・中・高等学校等における特別支援教育が明確に位置づけられた。

●センター的機能

学校教育法第74条で規定されており、特別支援学校がこれまで培ってきた高い専門性を活かしながら、地域の幼稚園、小・中学校又は高等学校等の要請を受けて必要な助言又は援助を行う機能をいう。

第1章 今後の重点テーマ

障がいのある児童生徒等に対する学校教育の充実という観点の下に、「教育的ニーズの把握」、「一貫した支援」、「職業教育の充実」、「教育環境の整備」及び「関係機関の連携した取組」に重点を置き、特別支援教育の理念である一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実に努めます。

1. 教育的ニーズの把握

近年、発達障がいを含めた障がいのある子どもが、小・中・高等学校等に多く在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育の理念を理解するとともに、一人一人の特性を理解し、つまずきや困難に気づくことができる資質を身につけることが重要です。

このため、校（所・園）内体制の整備を図り、教職員の連携の下に一人一人の教育的ニーズを把握します。

2. 一貫した支援

特別な支援を必要とする子どもの自ら学ぶ力や生活する力等を育み、持てる力を最大限に伸ばすためには、その子どもの将来を見据え、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うことが重要です。

今後も「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した適切な指導及び必要な支援をライフステージごとに行い、一貫した支援を推進します。

3. 職業教育の充実

近年、特別支援学校高等部の生徒数が増加しています。一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、生徒の社会的自立を促すためには、卒業後の進路を見据えた教育を行うとともに、職業教育も充実させていくことが重要です。また、就労の機会、生活の場の確保及び卒業後の支援に継続して取り組んでいくことも重要です。

このため、高等部生徒の職業教育の充実や生徒本人の適性に応じた卒業後の進路開拓に取り組めます。

4. 教育環境の整備

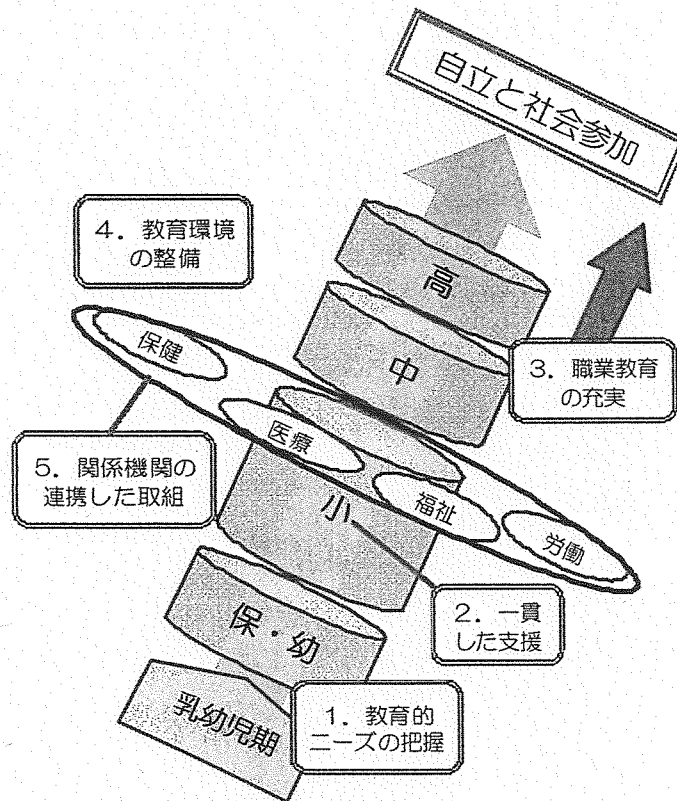
通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応等については、教職員の資質向上や人的配置を拡充する等、さらに継続した取組が必要です。また、障がいのある子どもにとって学校施設が利用しやすく、安全かつ円滑に学校生活を送ることができることにも配慮していく必要があります。

今後も人的配置の充実に努めるとともに、県立学校においては施設設備のさらなる整備を図ります。また、市町村に対しても同様の考え方を示し、協力しながら県全体の教育環境の向上に努めます。

5. 関係機関の連携した取組

障がいのある子どもの幅広いニーズに対応した支援を行い、乳幼児期から成人期までのより良い発達・成長を促す取組を実践するためには、教育・保健・医療・福祉・労働等の関係機関やNPO法人等の関係団体と連携し、子どもの生涯を見据え、ライフステージごとの支援に取り組んでいくことが重要です。

このため、関係機関の各々の役割を明確にした上で情報の共有化を図り、共に支援していく体制の充実に取り組みます。



●発達障がい

発達障害者支援法には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

●個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒等の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業までの長期的視野に立って、一貫して的確な支援を行うために、障がいのある児童生徒等一人一人について作成した計画をいう。

●個別の指導計画

児童生徒等一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるように、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒等の個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画をいう。

第2章 特別支援学校について

1. 現状と課題

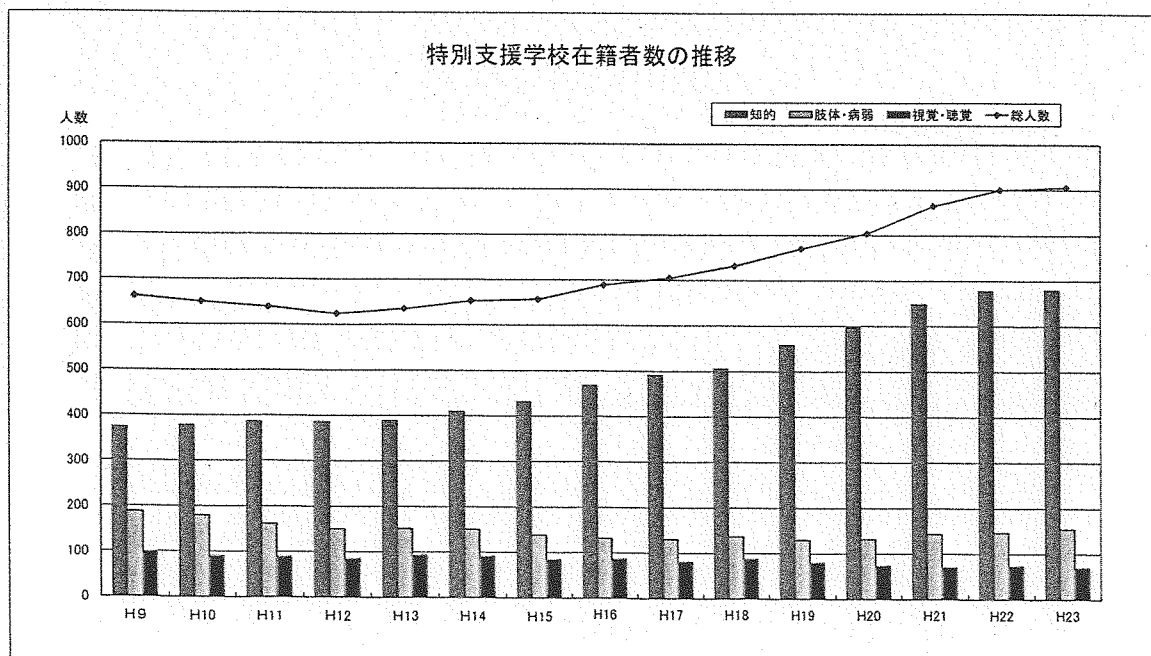
(1) 現状 ※特別支援学校の設置状況は、参考資料参照(P34)

- ①視覚・聴覚障がい特別支援学校は、在籍者数が減少している。(資料4)
- ②知的障がい特別支援学校高等部生徒数の増加が著しい。(資料1・2・3・9)
- ③障がいが重度・重複した児童生徒が多く在籍し、障がいの多様化も顕著である。
(資料7・8)
- ④築後40年以上を経過している校舎等がある。※参考資料参照(P35)
- ⑤センター的機能の役割が十分に理解されていない。
- ⑥近年、高等部卒業生の一般就労率(全障がい種)は30%を超えている。(資料10)
(全国平均24.4%:H23.3卒)

(2) 課題

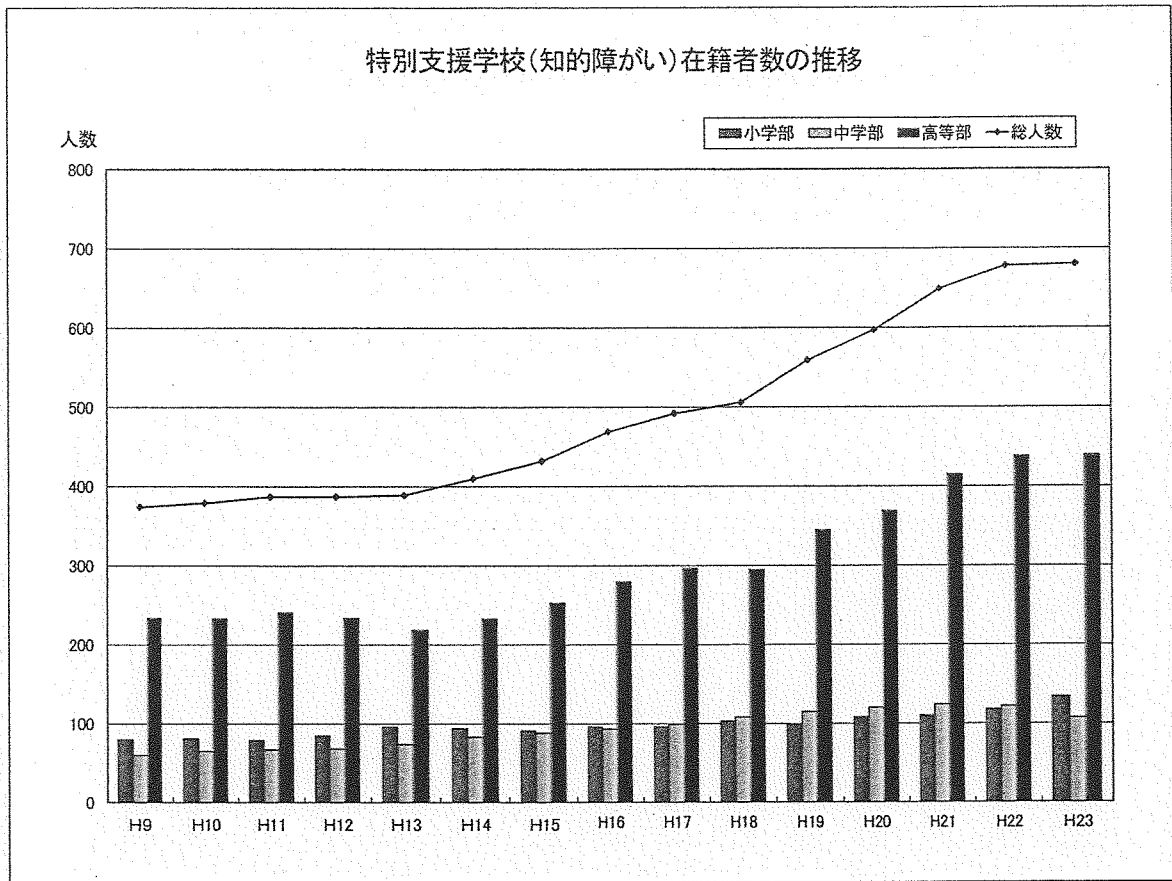
- ①視覚・聴覚障がい特別支援学校では、集団での教育を行う機会の確保が必要である。
- ②知的障がい特別支援学校高等部生徒の急増に対して、教室や実習室等の確保が必要である。
- ③重度・重複化及び多様化に対応した教育をさらに充実させる必要がある。
- ④安全・安心な教育環境や学校に不足する機能の整備が必要である。
- ⑤センター的機能をさらに充実させる必要がある。
- ⑥今後も生徒数の増加が予想されるため、就労先の確保が必要である。

(資料1)



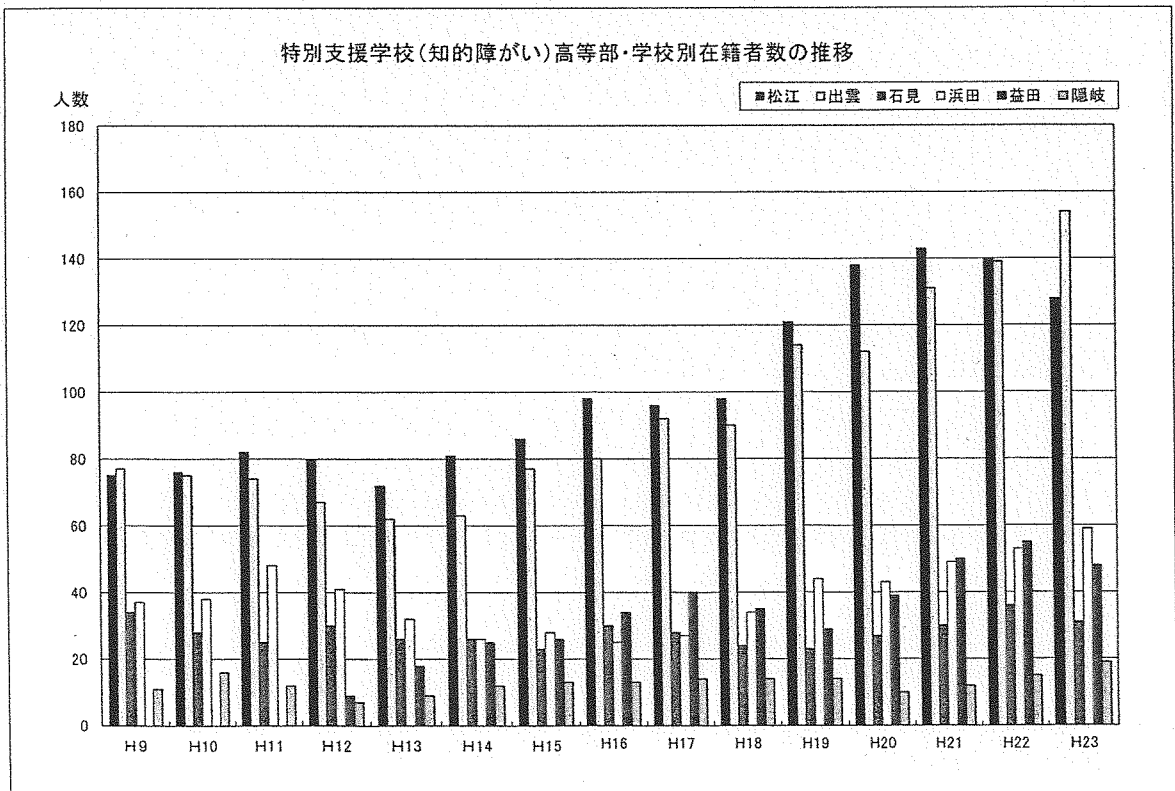
出典：島根県教育委員会

(資料 2)



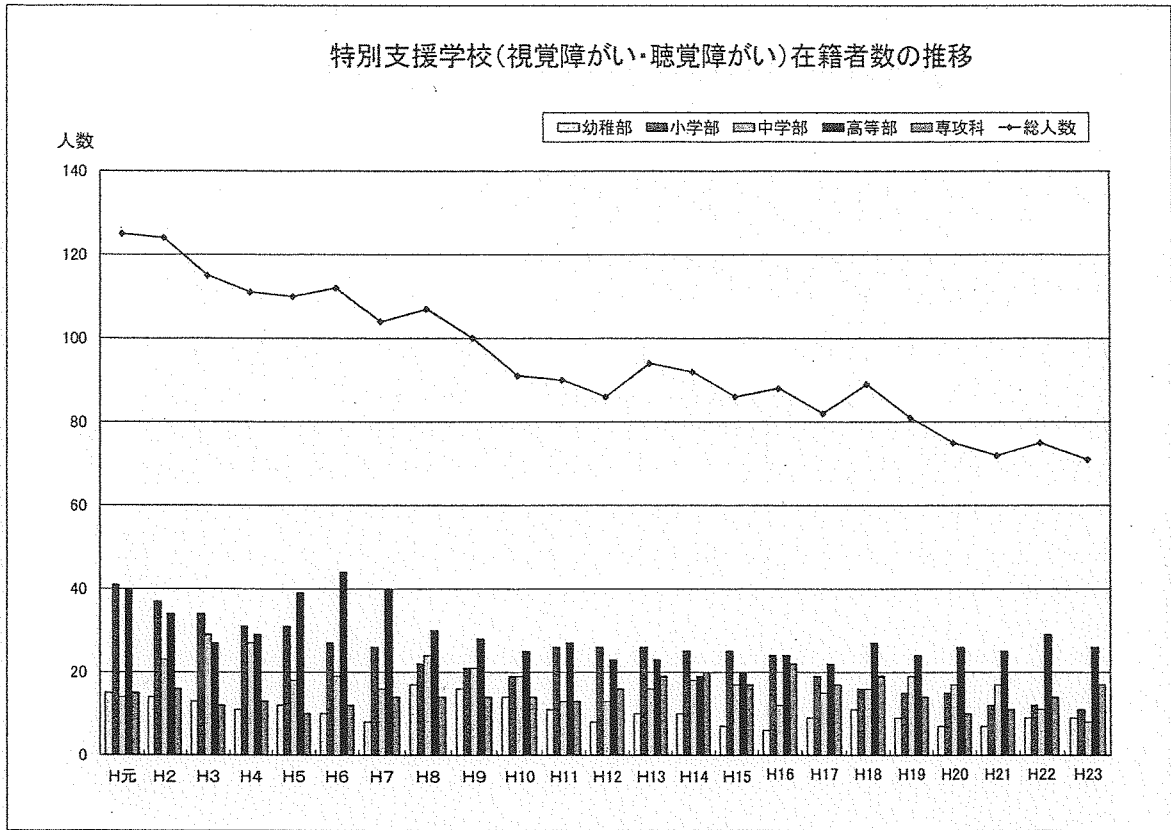
出典：島根県教育委員会

(資料 3)



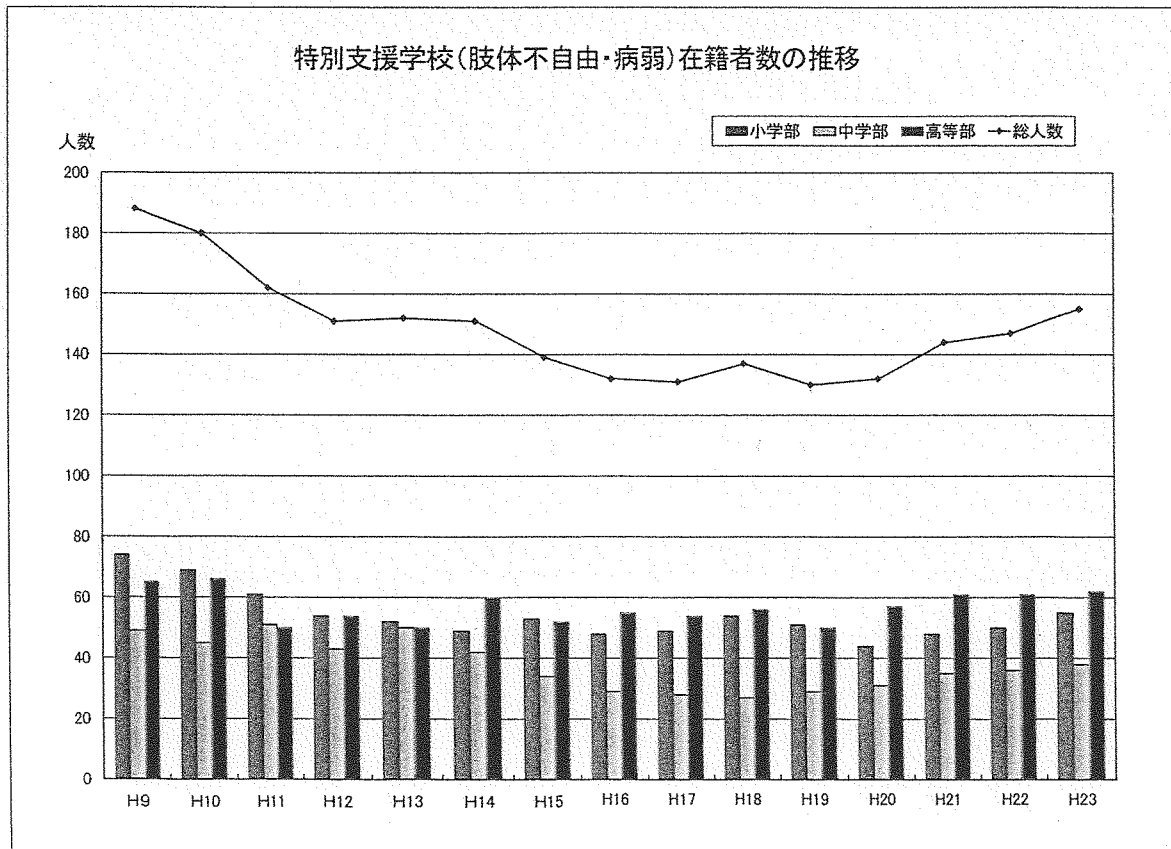
出典：島根県教育委員会

(資料4)



出典：島根県教育委員会

(資料5)



出典：島根県教育委員会

(資料6)

知的障がい特別支援学校高等部入試・合格者出身内訳

(単位:人)

学校名	H19.3				H20.3				H21.3				H22.3				H23.3				合計			
	(出身内訳)				(出身内訳)				(出身内訳)				(出身内訳)				(出身内訳)				(出身内訳)			
	合格者数	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級	合格者数	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級	合格者数	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級	合格者数	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級	合格者数	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級	合格者数	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級
松江養護	52	6	40	6	51	11	31	9	39	6	30	3	54	12	40	2	41	12	27	2	237	47	168	22
出雲養護	51	12	32	7	34	13	16	5	48	20	25	3	60	14	41	5	52	22	23	7	245	81	137	27
石見養護	8	2	5	1	12		7	5	10	3	3	4	15	4	11		9	2	7		54	11	33	10
浜田養護	15	5	8	2	14	9	5		23	8	13	2	18	4	12	2	19	6	11	2	89	32	49	8
益田養護	11	3	7	1	22	8	10	4	17	2	14	1	16	3	13		16	7	8	1	82	23	52	7
隠岐養護	4	3	1		2	1	1		7	1	5	1	7	1	4	2	6		6		26	6	17	3
計	141	31	93	17	135	42	70	23	144	40	90	14	170	38	121	11	143	49	82	12	733	200	456	77

注:特別支援学級=知的障がい学級及び自閉症・情緒学級等

出典:島根県教育委員会

(資料7)

特別支援学校・年度別学部別重複率

年度・学部	H21				H22				H23				合計				
	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	小	中	高	計	
視覚障がい	単一		3	3	6		1	2	3			1	1		4	6	10
	重複(A)	3	2	3	8	3	1	6	10	4	1	7	12	10	4	16	30
	計(B)	3	5	6	14	3	2	8	13	4	1	8	13	10	8	22	40
	重複率(A/B)	100.0%	40.0%	50.0%	57.1%	100.0%	50.0%	75.0%	76.9%	100.0%	100.0%	87.5%	92.3%	100.0%	50.0%	72.7%	75.0%
聴覚障がい	単一	8	7	12	27	9	6	12	27	7	6	12	25	24	19	36	79
	重複(A)	1	5	7	13		3	9	12		1	6	7	1	9	22	32
	計(B)	9	12	19	40	9	9	21	39	7	7	18	32	25	28	58	111
	重複率(A/B)	11.1%	41.7%	36.8%	32.5%		33.3%	42.9%	30.8%		14.3%	33.3%	21.9%	4.0%	32.1%	37.9%	28.8%
知的障がい	単一	40	60	313	413	39	57	331	427	40	49	317	406	119	166	961	1,246
	重複(A)	70	64	102	236	79	65	107	251	94	58	122	274	243	187	331	761
	計(B)	110	124	415	649	118	122	438	678	134	107	439	680	362	353	1,292	2,007
	重複率(A/B)	63.6%	51.6%	24.6%	36.4%	66.9%	53.3%	24.4%	37.0%	70.1%	54.2%	27.8%	40.3%	67.1%	53.0%	25.6%	37.9%
肢体不自由	単一	4	7	4	15	4	4	9	17	3	2	8	13	11	13	21	45
	重複(A)	35	18	23	76	39	19	20	78	37	18	21	76	111	55	64	230
	計(B)	39	25	27	91	43	23	29	95	40	20	29	89	122	68	85	275
	重複率(A/B)	89.7%	72.0%	85.2%	83.5%	90.7%	82.6%	69.0%	82.1%	92.5%	90.0%	72.4%	85.4%	91.0%	80.9%	75.3%	83.6%
病弱	単一	3	5	20	28	2	9	21	32	5	14	22	41	10	28	63	101
	重複(A)	6	5	14	25	5	4	11	20	10	4	11	25	21	13	36	70
	計(B)	9	10	34	53	7	13	32	52	15	18	33	66	31	41	99	171
	重複率(A/B)	66.7%	50.0%	41.2%	47.2%	71.4%	30.8%	34.4%	38.5%	66.7%	22.2%	33.3%	37.9%	67.7%	31.7%	36.4%	40.9%
学校計	単一	55	82	352	489	54	77	375	506	55	71	360	486	164	230	1,087	1,481
	重複(A)	115	94	149	358	126	92	153	371	145	82	167	394	386	268	469	1,123
	計(B)	170	176	501	847	180	169	528	877	200	153	527	880	550	498	1,556	2,604
	重複率(A/B)	67.6%	53.4%	29.7%	42.3%	70.0%	54.4%	29.0%	42.3%	72.5%	53.6%	31.7%	44.8%	70.2%	53.8%	30.1%	43.1%

※重複率とは、在籍者数に対する重複障がい学級在籍者数の割合を意味している。なお、訪問児童生徒数は重複としてカウントした。

※この資料は、幼稚部と専攻科を除いている。

出典:島根県教育委員会

(資料 8)

■医療的ケア対象児童生徒数推移 (単位：人)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
児童生徒数	45	46	49	45	49

※調査対象：県内全特別支援学校 出典：島根県教育委員会

2. 基本的な考え方

(視覚障がい・聴覚障がい特別支援学校)

在籍者数が減少してきていることから、集団での教育の機会の確保が必要です。

このため、学年を超えた学習集団の編成、あるいは近隣の学校との交流及び共同学習等を通じて、幼児児童生徒の社会性やコミュニケーション能力の育成に努めます。また、視覚障がい教育や聴覚障がい教育についての専門性を活かし、地域の小・中学校等への助言又は援助を行います。

(知的障がい特別支援学校)

近年、中学校から知的障がい特別支援学校高等部に入学する生徒数が増加しており、生徒の障がいや教育的ニーズが多様化しています。

このため、生徒の実態により即した教育課程の編成、指導内容の工夫、進路指導の充実及び教育環境の整備を図ります。

(資料 9)

■知的障がい特別支援学校高等部在籍者数 (単位：人)

在籍者数区分\年度	H19	H20	H21	H22	H23
知的障がい特別支援学校在籍者数 (a)	559	597	649	678	680
高等部在籍者数 (b)	345	369	415	438	439
(b) / (a)	61.7%	61.8%	63.9%	64.6%	64.6%

出典：島根県教育委員会

(資料 10)

■特別支援学校高等部卒業生の就労率

卒業年月	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3
就 労 率	32.5%	36.6%	34.1%	30.1%	31.9%

※調査対象：全障がい種

出典：島根県教育委員会

●交流及び共同学習

障がいのある子どもとない子どもの相互理解を促進することを目的とする活動をいう。特別支援学校と小・中学校等の間では、学校行事、総合的な学習の時間及び教科学習等を通じ直接触れ合う活動や、ビデオレター・インターネットを使って間接的に触れ合う活動を行っている。

(肢体不自由・病弱特別支援学校)

肢体不自由特別支援学校は、自宅から通学している児童生徒数が増加しているとともに、医療的ケアが必要な重度の障がいのある通学生数も増加しています。

このため、医療的ケアの体制を含めた児童生徒の安全・安心な教育環境の整備を図ります。また、肢体不自由教育の専門性を活かし、地域の小・中学校等への助言又は援助を行います。

病弱特別支援学校においても、児童生徒の障がいが多様化してきているため、安全・安心な教育環境を整備します。また、病弱教育の専門性を活かし、地域の小・中学校等への助言又は援助を行います。

3. 複数障がい種対応

在り方検討委員会の答申を受け、平成24年度から出雲養護学校と益田養護学校に肢体不自由教育部門を設置します。

また、離島であることを考慮し、知的障がい以外の児童の保護者から隠岐養護学校小学部へ入学希望があった場合には、該当児童の受入れを行います。

4. センターの機能

平成19年4月施行の学校教育法において、特別支援学校のセンター的機能が法律上位置づけられ、地域の小・中・高等学校等の要請に応じて、障がいのある児童生徒等の教育に関して必要な助言又は援助を行う旨が定められました。

県内の特別支援学校においても、教職員の専門性や施設・設備を利用して、障がいのある児童生徒等の保護者に対する教育相談や地域の小・中・高等学校等への支援を行っていますが、さらにセンター的機能担当者の専門性の向上や相談等に必要環境を整備し、関係機関との連携も図っていく必要があります。

近年、発達障がいのある子どもへの支援が大きな課題となっており、さらにセンター的機能に対するニーズが増えることが予想されます。

このため、特別支援学校においては、センター的機能担当者を中心に地域の実情を把握し、学校全体で支援に取り組んでいく必要があります。

●医療的ケア

医療的ケアとは、日常的・応急的医行為を指し、本県では、島根県医療的ケア実施体制ガイドラインにおいて「特別支援学校（※原文は盲・ろう・養護学校と記載されている）に在籍する医療的支援を必要とする児童生徒等に対し、健康で快適な状態をサポートするとともに生命の危機を防ぐための行為で、医師あるいは看護師による指導を受けた保護者が家庭において日常的に実施している内容に限定される（施設入所生等を含む）」と規定されている。

(1) 助言又は援助ができる人材（スーパーコーディネーター）の養成・配置

教育センターや関係機関と連携し、ニーズに応じた内容の研修や研修機関への積極的な教員の派遣により、地域の小・中・高等学校等の特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）等に対して、助言又は援助ができる人材の養成を行い、その配置について検討します。

(2) センタールームの整備

情報発信機能を有する教育相談室や乳幼児への療育が実施できる部屋等、各特別支援学校の状況に応じた機能の充実を図ります。

5. 学校図書館を活用した教育

現在、特別支援学校では、車いすを使用する児童生徒が見やすく手に取りやすい位置に図書を配置する等の工夫や、知的障がいのある児童生徒の発達の段階に応じた教育（大型絵本、パネルシアターの活用等）を行っています。しかしながら、学校図書館に新しい図書が少ないことや図書設置スペースが十分に確保されていない場合があることから、全体的に図書に対する関心も低く、学校図書館の利用も低調です。

今後は、学校図書館を活用した教育に関する教職員の意識をさらに向上させるとともに、児童生徒等が利用しやすく、学習の充実につながる学校図書館を整備します。

また、平成23～24年度に図書館環境整備員を配置し、環境整備の基盤づくりを行うこととしており、今後、ハード面やソフト面の課題を解決した上で、専門的な知識を有する学校司書を順次配置します。

●特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のために、校内委員会・校内研修の企画運営、関係諸機関・学校との連絡調整、担任への支援、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員をいう。

●パネルシアター

布を貼ったパネルに、絵（又は文字）を貼ったり外したりと視覚的に動きを加えることにより、聞き手のイメージを膨らませながら物語等を楽しくかつわかりやすく読み聞かせるものをいう。

●図書館環境整備員

特別支援学校の学校図書館を活用した教育の充実のために、学校図書館担当の教員の指示の下、図書の整備、図書に関わる教材の作成、環境の整備に従事する職員をいう。

●学校司書

図書について専門的な知識を有し、教員と協力しながら学校図書館を活用した教育に携わる職員をいう。

6. 職業教育と就業支援

特別支援学校においては、障がいのある子どもが自らの能力を最大限に発揮し、社会的・職業的に自立するために、一人一人の「個別の教育支援計画」に基づき、入学時より自立と社会参加をめざした教育を行うとともに、生徒の状況や適性に応じた進路開拓や卒業後の定着を図るためのアフターケア（卒業支援）を行っています。

今後も一人一人の障がいの状況や特性に合わせた教育課程を検討するとともに、働くことに対する意欲や社会人としての基本的な習慣を身につけることを目的とした職業教育を行います。その中で、在り方検討委員会の答申を踏まえ、知的障がい特別支援学校高等部への職業コース制の導入を検討します。

また、生徒の実態や卒業生の進路状況を踏まえた進路開拓に努めます。

(1) 職業コース制の導入

知的障がい特別支援学校高等部に在籍する障がいが比較的軽い生徒の教育的ニーズに対応するため、職業コース制の導入を検討します。

今後は、コース選択の方法や教育内容における課題を解決した上で、学校を含めた地域の実情、予想される対象生徒数及び教育内容等を勘案し、各校への導入を決定します。

(2) 進路先の確保

本県では、あいワーク事業を活用しながら、就労を希望する生徒一人一人の適性に応じた進路先の確保に努めています。

今後もハローワーク等の労働関係機関や関係部局と連携しながら、卒業後の職場開拓をさらに進めます。

また、企業関係者を対象としたオープンスクールを開催し、生徒について理解を深めてもらうとともに、障がい者雇用の意識を高める取組も行います。

7. 交流及び共同学習

児童生徒等の経験を広め、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むためには、交流及び共同学習を計画的に行うことが重要です。また、地域の方に学校行事に参加してもらう等、地域社会との交流も大きな効果があります。

このため、児童生徒等の出身地域や近隣の小・中学校等との交流及び共同学習、地域の資源を活用した教育を推進します。

●あいワーク事業

特別支援学校進路開拓推進事業の通称。一人一人の生徒に応じた適切な進路指導と進路開拓、医療・福祉・労働等の関係機関との連携を推進することを目的として、各特別支援学校において、進路開拓の推進、キャリア教育の推進、卒業支援を行う事業である。平成10年度より、県単独事業として実施している。

8. 教育環境の整備・充実

(1) 校舎等の経年化対策の実施

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるため、安全・安心な教育環境を確保する必要があります。

このため、県教育委員会では、毎年現地調査を行い、適切な学校施設を維持することに努めています。

また、特別支援学校においても、経年化対策を必要とする校舎等が散在しており、今後、順次改築時期を迎えることとなります。

特に、浜田ろう学校と浜田養護学校の一部の校舎等は、建築経過年がまもなく50年に達するため、建て替えを含めた校舎等の規模や内容を検討します。その際、一人一人の障がいの状態や特性に応じた教育を確保しながら、教育効果をより一層高めていくために、両校施設の共同利用や合同授業等の学校運営の工夫も検討します。

(2) 校舎の狭隘化対策の実施

県東部の知的障がい特別支援学校においては、今後も高等部生徒数が増加することが見込まれるため、教室や作業学習室の不足が懸念されます。

現在、急増対策事業を実施していますが、今後検討していく職業教育の内容も勘案し、教育環境を整備します。

(3) 学校給食環境の整備

学校給食は、衛生面に留意しながら、安全・安心な環境で実施する必要があります。しかしながら、生徒数の増加、障がいの多様化等の理由により学校給食が十分な環境で実施できていない学校もあります。

このため、児童生徒の障がいの状況や校舎の経過年数等を考慮し、安全・安心な環境で学校給食が実施されるようランチルーム等の整備を検討します。

また、近年、児童生徒数の増加により厨房の機能が不足している特別支援学校においては、校舎の改築に併せて厨房の機能改善を図ります。

(4) 通学支援

本県では、特別支援学校が国道9号沿線を中心に設置されていることから、遠隔地からの通学を余儀なくされている児童生徒等が在籍しています。

また、自宅から通学できる環境で教育を受けたいというニーズに応じ、県立高等学校の余裕教室を活用し、高等学校生徒と特別支援学校生徒の日常的な交流をめざすこととして、平成21年4月に安来高等学校及び邇摩高等学校内に知的障がい（単一障がい）のある生徒を対象とした高等部分教室を設置しました。

今後も児童生徒等が在住する市町村の教育委員会と協議を行い、保護者等の負担軽減に努めます。

第3章 就学前について

1. 現状と課題

(1) 現状

- ①保育所や幼稚園において、特別な支援を必要とする乳幼児が入所又は在籍している。(資料11・12)
- ②障がいの多様化に対する連携した相談及び支援体制の構築が求められている。
- ③多様化する障がいへの支援方法等についての研修のニーズが高い。

(2) 課題

- ①乳幼児期（早期）からの障がいの発見や適切な支援が必要である。
- ②乳幼児期の相談体制及び支援体制を充実させる必要がある。
- ③保育士や幼稚園教職員の資質向上を図る必要がある。

(資料11)

■保育所における特別な支援の必要な児童数

(単位：人)

児童数区分\年度	H23
保育所児童数 (a)	11,845
要支援児童数 (b)	598
(b)/(a)	5.0%

出典：島根県教育委員会

※調査対象：県内認可保育所(283)のうち、3～5歳児

※(a)(b)は保育所からの回答を合計した児童数(回答のあった保育所～271)

(資料12)

■幼稚園における特別な支援の必要な幼児数 (単位：人)

幼児数区分\年度	H22	H23	
	(公立)	(国公立)	(うち公立)
幼稚園幼児数 (a)	4,224	4,761	4,034
要支援幼児数 (b)	184	234	212
(b)/(a)	4.4%	5.0%	5.3%

出典：島根県教育委員会

※調査対象：平成22年度は県内公立幼稚園

平成23年度は県内国公立幼稚園

※(a)の考え方

公立幼稚園：学校基本調査の幼児数

国私立幼稚園：各幼稚園からの回答を合計した幼児数

※(b)は各幼稚園からの回答を合計した幼児数

2. 基本的な考え方

適切な支援を行うためには、教職員等が早期に障がいに気づき、特別支援教育に対する理解と実践力を高めていく必要があるとともに、教育・保健・医療・福祉部局が実施する相談支援事業との連携を図りながら、多方面からの支援が受けられるような体制づくりが重要です。

このため、保育士や教職員の資質向上を図るとともに、保育所・幼稚園に対して特別支援学校や小学校との連携を促します。

また、市町村が母子保健法に基づいて実施している定期的な健康診査、発達クリニックの受診状況及び医療や保健等との関わりを踏まえた上で、市町村と連携しながら支援体制の充実を図ります。

さらに、一貫した支援を推進するために、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等の作成・活用を進めるとともに、市町村で作成されている「相談支援ファイル」等を活用し、関係機関における情報の共有化を推進します。

3. 所（園）内体制・相談支援体制の充実

障がいのある乳幼児に対する支援については、早期からその必要性に気づき、支援内容の評価や改善を重ねながら適切な支援へ結びつけていくことが重要です。そのためには、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用の推進を図る必要があります。また、計画の作成と活用の取組、評価や改善等の検討を行う所（園）内委員会を充実させるためには、コーディネーターの指名も必要です。

今後も所（園）内のコーディネーター指名について、市町村や関係部局へ積極的に働きかけるとともに、特別支援学校のセンター的機能との連携強化を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。

4. 教職員等の資質・専門性の向上

保育所や幼稚園で特別支援教育の推進を図るためには、コーディネーターの専門性の向上と、保育士や教職員に対して特別支援教育の理念の浸透を図り、障がいに対する理解とそれに基づく適切な支援の実践力を向上させる必要があります。

このため、市町村、関係部局及び教育センターと連携し、必要とされるテーマを十分反映させた研修を行い、教職員等の資質や専門性の向上を図ります。

5. 保育所や幼稚園に入所又は在籍していない乳幼児への支援

保育所や幼稚園に入所又は在籍していない障がいのある乳幼児については、家族への支援が一層重要となります。

このため、教育・保健・医療・福祉部局との連携を強化し、就学に向けて早期からの相談支援体制の充実を図ります。

6. 就学相談の充実

市町村は、子どもの障がいの気づきに応じた相談や療育を行っています。

今後も保健、医療、福祉と連携して、就学に関わる相談や情報提供ができる体制の充実に努めるとともに、特別支援教育に関する様々な情報提供が積極的に行われるよう関係機関への働きかけを行います。

●発達クリニック

出生や発育等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来心身の発達面において何らかの障がいをきたすおそれのある乳幼児に対して、専門医による適切な相談指導を行うことにより、発達を促進し健全な育成を図ることを目的とした各市町村における支援事業をいう。

●相談支援ファイル

発達障がいを含む障がいのある子どもの乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を行うために、本人の教育（「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を含む。）、保健、医療、福祉、労働等に関する情報を集約したものをいう。

第4章 小・中学校について

1. 現状と課題

(1) 現状

①特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加している。特に、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が著しい。(資料13)

※参考資料参照(P38)

②通常の学級においても、発達障がいがあり特別な支援を必要とする児童生徒数が増えている。(資料14・15)

③「個別の指導計画」を作成している小・中学校は約8割である。また、「個別の教育支援計画」を作成している小・中学校は約6割である。(資料16)

(2) 課題

①発達障がいに対する教職員の理解をさらに深めていく必要がある。

②発達障がいのある児童生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。

③「個別の教育支援計画」の作成や活用を推進する必要がある。

(資料13)

■特別支援学級在籍者数

(単位：人)

在籍者数区分\年度	H19	H20	H21	H22	H23
小・中学校在籍者数 (a)	61,666	60,883	59,753	58,647	57,805
特別支援学級在籍者数 (b)	862	929	979	1,001	1,062
うち知的障がい	517	536	548	551	578
うち自閉症・情緒障がい	279	323	355	373	406
(b)/(a)	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%

※調査対象：国公立小・中学校

出典：島根県教育委員会

(資料14)

■通級による指導の対象者数

(単位：人)

在籍者数区分\年度	H19	H20	H21	H22	H23
小・中学校通常の学級在籍者数 (a)	59,555	58,763	57,615	56,529	55,625
通級による指導の対象者数 (b)	508	571	644	689	844
(b)/(a)	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.5%

※調査対象：公立小・中学校

出典：島根県教育委員会

●特別支援学級

小・中学校に設置され、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級をいう。弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの学級がある。

(資料15)

■小学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童数 (単位：人)

児童数区分\年度	H19	H20	H21	H22	H23
通常の学級児童数 (a)	39,606	39,179	37,939	37,359	36,837
要支援児童数 (b)	2,175	2,234	2,393	2,430	2,569
(b)/(a)	5.5%	5.7%	6.3%	6.5%	7.0%

出典：島根県教育委員会

※調査対象：公立小学校

※調査基準日：H19～20は11月現在、H21は12月現在、H22～23は5月1日現在である。

※(a)：各年度の調査基準日が異なるため、H19～21は各学校からの回答を合計した児童数を掲載している。H22～23は学校基本調査による児童数を記載している。

※(b)：各小学校からの回答を合計した児童数

■中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒数 (単位：人)

生徒数区分\年度	H19	H20	H21	H22	H23
通常の学級生徒数 (a)	20,799	20,503	19,671	19,172	18,788
要支援生徒数 (b)	655	841	836	861	904
(b)/(a)	3.2%	4.1%	4.3%	4.5%	4.8%

出典：島根県教育委員会

※調査対象：公立中学校

※調査基準日：H19～20は11月現在、H21は12月現在、H22～23は5月1日現在である。

※(a)：各年度の調査基準日が異なるため、H19～21は各学校からの回答を合計した生徒数を掲載している。H22～23は学校基本調査による生徒数を記載している。

※(b)：各中学校からの回答を合計した生徒数

(資料16)

■小学校における特別支援教育の体制整備の状況 (単位：%)

体制整備内容\年度	H19	H20	H21	H22	H23
校内委員会の設置	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実態把握の実施	100.0	96.0	92.4	92.2	94.0
コーディネーターの指名	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個別の指導計画の作成	69.9	78.6	82.8	82.9	84.1
個別の教育支援計画の作成	32.8	39.3	46.6	59.6	66.1
巡回相談の活用	77.3	71.4	79.3	79.6	84.5
専門家チームの活用	51.6	56.7	60.2	64.9	63.5
教員研修の受講	74.8	68.3	79.4	82.1	91.4

※調査対象：県内公立小学校

出典：H19～22は、体制整備状況調査結果(文部科学省)

H23は、島根県教育委員会集計値

■ 中学校における特別支援教育の体制整備の状況

(単位：%)

体制整備内容\年度	H19	H20	H21	H22	H23
校内委員会の設置	98.1	100.0	100.0	100.0	100.0
実態把握の実施	100.0	92.3	90.4	98.0	92.2
コーディネーターの指名	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個別の指導計画の作成	59.6	78.8	85.6	87.3	86.3
個別の教育支援計画の作成	31.7	38.5	59.6	57.8	62.7
巡回相談の活用	70.2	76.0	78.8	79.4	77.5
専門家チームの活用	48.1	59.6	60.6	65.7	74.5
教員研修の受講	53.9	71.0	64.6	67.4	72.8

※調査対象：県内公立中学校

出典：H19～22は、体制整備状況調査結果(文部科学省)

H23は、島根県教育委員会集計値

2. 基本的な考え方

現在、様々な障がいのある児童生徒が小・中学校の特別支援学級や通常の学級に在籍しているため、特別支援教育の充実が必要です。

今後も市町村や学校に対して、特別支援教育に係る校内体制の整備が図られるように、積極的な働きかけを行います。

また、特別支援教育の推進を図るために、従来より各種研修会の実施、リーフレットや手引き等の作成、学校訪問指導等の様々な取組を行っており、今後も継続して取り組む必要があります。

このため、各地域に特別支援教育の拠点校を新たに選定し、拠点校に対して特別支援学校のセンター的機能により重点的な助言又は援助を行うことで、特別支援教育の実践力の向上を図る仕組みを構築します。また、その成果を拠点校から地域内の他の学校へと広げ、地域全体の特別支援教育の底上げに取り組めます。

3. 校内体制の充実

特別支援教育の推進に当たっては、コーディネーターを推進役とした校内委員会を組織し、校内体制を構築するとともに、その体制を十分に機能させることが重要です。また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」については、特別な支援を必要とする全ての児童生徒を対象に作成し、評価や修正を重ねながら適切な指導及び必要な支援の実施に向けて活用することが重要です。現在、校内委員会は全ての小・中学校に設置されており、今後もその機能の活性化を図ります。

今後は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を促し、支援の実施、評価、修正といったPDCAサイクルの下に活用されるように推進します。同時に、拠点校を中心とした地域全体の仕組みを構築し、学校全体の特別支援教育についての実践力の向上を図ります。

4. 教職員の資質・専門性の向上

児童生徒の指導に当たる教職員には、障がいについての知識や理解、適切な指導及び必要な支援の実施、専門性の習得等が求められます。特に、特別支援学級や通級指導教室に関わる教員は、障がいについてより専門的で幅広い知識や理解、それに基づく実践力を身につけておく必要があります。また、各校で指名されているコーディネーターは、校内の特別支援教育の推進の中核としての役割を果たすとともに、教育・保健・医療・福祉・労働の関係機関、市町村及び保護者との連携・調整役を担います。

このため、教育センター、市町村及び関係機関と連携し、課題やニーズに応じた研修を実施する等、教職員の資質や専門性の向上を図ります。

5. 特別支援学級

特別支援学級における指導の形態や方法は、それぞれの障がい種に応じた教育課程の下に十分検討することが重要です。また、「個別の教育支援計画」を作成するとともに、目標とするべき姿をめざすためには、今、どのような指導が適切なのかを盛り込んだ「個別の指導計画」を作成した上で、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。

このため、市町村と連携し、地域の実情に応じた研修会の実施や特別支援教育に関するリーフレット等の活用により、特別支援学級における障がい種に応じた教育課程の下に適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。

※参考資料参照(P36)

6. 通級指導教室

本県では、一つの教室が複数の障がい種を対象とした通級による指導を行っています。また、地理的理由から教員が児童生徒の在籍する学校に出向く「巡回指導」も多く実施しています。現在、県内の多くの市町に通級指導教室を設置しており、年々増加する対象児童生徒のニーズに対応しています。

●校内委員会

校長のリーダーシップの下、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の実態把握や支援方策の検討等を行い、全校的な支援体制を確立するために、校内に設置された特別支援教育に関する委員会をいう。保育所や幼稚園においては、「所(園)内委員会」という。

●PDCAサイクル

「Plan(計画) - Do(実行) - Check(評価) - Action(改善)」の略である。

●通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けながら、必要に応じた特別の指導を「通級による指導」といい、その特別の指導を行う場を「通級指導教室」という。

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としている。

今後も充実した指導体制を図るために、地域バランスを考慮した上で、新たな教室の設置や担当教員の複数配置に努めるとともに、実践力や専門性の向上を図ります。※参考資料参照(P37)

7. 通常の学級

近年、発達障がいのある、あるいは学習上又は生活上の困難を有する児童生徒数が増加しているため、リーフレットや手引き等の活用、学校訪問による指導を行っています。

今後も小・中学校に対する支援の充実努めるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学校で過ごすことができるように、学級集団づくりや授業づくりへの取組についても市町村等と協力し、助言又は援助を行います。

また、小学校を対象とした「にこにこサポート事業」について充実を図ります。

8. 中学校から高等学校等への進学

障がいのある生徒の中学校から高等学校や特別支援学校への進学については、早期から生徒の実態を把握し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づいた適切な指導及び必要な支援を行い、将来を見据えながら本人や保護者に対して十分な情報提供を行った上で、進路に関する相談と指導を行う必要があります。また、発達障がいのある生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うことで、二次障がいを起さずことなく高等学校への進学が可能になることから、中学校等の教職員がさらに障がいについての意識を高め、理解した上で適切な支援を行うことが重要です。

このため、障がい特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援の在り方について、教職員の理解と実践力をさらに向上させるとともに、適切な進路指導が行われるように、リーフレットや手引き等の活用、学校訪問による指導を行う等、校内外の取組の充実を図ります。

●にこにこサポート事業

特別な支援のための非常勤講師配置事業（県単独事業）の通称。小学校の通常の学級にLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいのある特別な支援を必要とする児童が在籍する小学校に対して、平成17年度から必要に応じて非常勤講師を配置している事業である。

なお、平成23年度は県内小学校70校に1人ずつ配置している。

●二次障がい

発達障がいのある子どもについて、周囲の正しい知識や理解、またそれに基づく適切な支援が十分に行われていない場合に、自己評価が極めて低下する等により、学習意欲の低下、自暴自棄、不登校傾向、暴力的な行動の頻発等の状態が現れることをいう。

第5章 高等学校について

1. 現状と課題

(1) 現状

- ①特別な支援を必要とする生徒数が増加している。(資料17)
- ②特別支援教育の体制整備が進んでいない。(資料18)
- ③小・中学校と比較した場合、生徒本人に対する支援が少ない。

※参考資料参照(P39)

(2) 課題

- ①教職員は、特別支援教育の理念について理解を深め、特別な支援を必要とする生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- ②特別支援教育の体制整備を推進する必要がある。
- ③新たな支援の仕組みを構築する必要がある。

(資料17)

■高等学校における特別な支援を必要とする生徒数 (単位：人)

生徒数区分\年度	H19	H20	H21	H22	H23
高等学校生徒数(a)	17,503	16,817	16,484	16,211	16,017
要支援生徒数(b)	143	220	202	229	253
(b)/(a)	0.8%	1.3%	1.2%	1.4%	1.6%

※調査対象：公立高等学校(通信制課程を除く)

出典：島根県教育委員会

※調査基準日：H19～20は11月現在、H21は12月現在、H22～23は5月1日現在である。

※(a)：各年度の調査基準日が異なるため、H19～21は各学校からの回答を合計した生徒数を掲載している。H22～23は学校基本調査による生徒数を記載している。

※(b)：各高等学校からの回答を合計した生徒数

(資料18)

■高等学校における特別支援教育の体制整備の状況 (単位：%)

体制整備内容\年度	H19	H20	H21	H22	H23
校内委員会の設置	62.8	100.0	92.3	95.0	100.0
実態把握の実施	74.4	85.0	79.4	85.0	90.0
コーディネーターの指名	83.7	100.0	100.0	100.0	100.0
個別の指導計画の作成	4.7	15.0	12.8	17.5	25.0
個別の教育支援計画の作成	4.7	12.5	15.3	15.0	22.5
巡回相談の活用	30.2	37.5	38.4	57.5	47.5
専門家チームの活用	20.9	27.5	35.8	47.5	42.5
教員研修の受講	31.2	55.0	29.1	44.3	63.7

※調査対象：県内公立高等学校(通信制課程を除く)

出典：H19～22は、体制整備状況調査結果(文部科学省)

H23は、島根県教育委員会集計値

2. 基本的な考え方

特別な支援を必要とする生徒数が増加しているため、高等学校の教職員は、特別支援教育についての理解をさらに進める必要があり、特に発達障がいのある生徒に対しては、コーディネーターを推進役として学校全体で適切な指導及び必要な支援を実施していくことが重要です。具体的な支援の一例として、板書方法を工夫する等のわかりやすい授業づくりがあります。こうした取組は、発達障がいのある生徒だけでなく他の生徒に対しても大きな学習効果があります。

高等学校における特別な支援を必要とする生徒への教育は、社会人への移行と自立をめざした進路指導がより重要となることから、入学時より「個別の教育支援計画」に基づき、関係機関、本人及び保護者等との連携を深めた実践を進めることが重要です。

今後も「個別の教育支援計画」の作成と活用を進めていくとともに、生徒に対する適切な指導及び必要な支援が充実されるように高等学校全体の特別支援教育の推進を図ります。

3. 校内体制の充実

現在、高等学校では障がいのある生徒等に対して、個別の支援が行われていますが、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいに対する高等学校全体の理解と支援をさらに進めていくため、校内支援体制の充実や関係機関との連携の下に、個々の生徒の障がい特性の理解を進めるとともに、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。

このため、高等学校においても、校内委員会の設置、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用について周知し、コーディネーターを中心とした校内体制の整備と充実について推進します。

また、中学校の支援が高等学校へ継続されるように「引継ぎ書」等を基にした連絡会を実施する等、移行期の連絡体制を強化します。

4. 教職員の資質・専門性の向上

高等学校全体の特別支援教育の実践力を高めていくためには、管理職を含めた全ての教職員に対して特別支援教育の理念を周知し、資質の向上を図るとともに、特別支援教育の推進役であるコーディネーターを育成する必要があります。

このため、教育センターや関係機関と連携し、課題やニーズに応じた研修の設定や校内研修体制の充実を図るとともに、学校訪問指導、リーフレットや手引き等の配付により、理解・啓発を図ります。

また、特別支援学校のセンター的機能の活用や新たに指定する地域の拠点となる高等学校からの助言又は援助により、コーディネーターの専門性の向上や学校全体の特別支援教育の推進を図ります。

5. 実践研究成果の反映

高等学校における障がいのある生徒への支援や特別支援教育の充実が喫緊の課題であることから、今年度、モデル校において「高等学校における発達障害のある生徒への支援」の研究（文部科学省委託事業）に取り組んでいます。

このモデル校の取組の成果を全ての高等学校に拡げます。

●LD（学習障がい）

学習障害を明確に定義することには難しい点があるが、次のとおり定義の明確化を図った。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

出典：学習障害児に対する指導について（報告）（平成11年7月2日学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議（文部省に設置された調査研究協力者会議））

●ADHD（注意欠陥多動性障がい）

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

出典：今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）（平成15年3月28日特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（文部科学省に設置された調査研究協力者会議））

●高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

出典：今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）（平成15年3月28日特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（文部科学省に設置された調査研究協力者会議））

●引継ぎ書

保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校といった就学や進学におけるスムーズな移行と各学校間等の連携を図るための書類であり、本人の状況や配慮事項、必要な支援の内容等が記されたものをいう。

6. 「通級による指導」に類する指導

近年、通級指導教室で指導を受ける児童生徒数が増加しており、その児童生徒の多くが高等学校へ進学しています。しかしながら、高等学校では障がいのある生徒等に対する支援が十分に行われていないために、二次障がい等が原因と思われる不登校、ひきこもり及び中途退学といった学校生活に馴染めない事例が報告されており、早急に高等学校の支援を充実させていく必要があります。

このため、モデルとなる高等学校を指定し、小・中学校の「通級による指導」の仕組みや指導形態を参考にした支援を実施します。また、モデル校の課題や成果を踏まえ、順次、県内各地域に「通級による指導」に類する指導の実施拠点校を指定し、特別な支援を必要とする生徒への適切な指導及び必要な支援を行うとともに、地域内の他の高等学校への助言又は援助を行います。

7. 障がいのある生徒の高等学校進学における受入体制の整備

現在、高等学校の入学者選抜については、障がいのある生徒に対して、必要に応じて特別な措置が講じられています。

今後も中学校に対して積極的な情報提供を促し、障がいの状況を詳細に把握することで、きめ細かな対応を実施します。

また、中学校入学時より障がいのある生徒の進路希望状況を把握し、進学が予定される県立高等学校のバリアフリー整備を進めます。

●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

出典：障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）

第6章 特別支援教育の充実・発展について

1. 理解・啓発の強化

障がいの有無に関わらず全ての子どもを共に育てる、あるいは全ての人と共に豊かに暮らしていくための共生社会の確立を図っていくためには、障がいのある子どもや保護者、周囲の子どもとその保護者及び地域全体に対して障がいや特別支援教育についての理解を進めていく必要があります。また、学校や地域行事においても、障がいのある子どもとない子どもが共に活動し、様々な経験を通して理解を深めていく必要があります。

このため、全ての子どもに対して障がいについての理解教育の実施、保護者等へのリーフレット等の配布、広聴会の開催等、特別支援教育の理解・啓発等について積極的に取り組みます。

2. 教職員の専門性の向上

近年、障がいの多様化等に伴い、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上が求められています。

(1) 派遣研修や人事交流による人材育成の実施

近年、発達障がいのある子どもへの対応が課題となっており、小・中・高等学校等の教職員は、障がいについての理解とその支援についての知識や技能の習得が求められています。また、学校種ごとにリーダー的な人材を育成していく必要があります。

このため、派遣研修や特別支援学校との人事交流制度を活用し、人材を育成します。また、発達障がいのある幼児への早期からの支援を充実させるために、公立幼稚園との人事交流についても検討します。

(2) 様々な障がいに関する専門性の向上

特別支援学校の教員は、自校の障がい種についての専門性を高めることはもとより、障がいの重複化や複数障がい種対応のために、自校以外の障がい種や発達障がいについての専門性も高める必要があります。

このため、特別支援学校と連携し、様々な障がいに関する専門性を高める取組を行うとともに、発達障がいに関する派遣研修等の修了者や医療・心理学等の外部専門家を招聘する等の取組を推進します。

●広聴会

障がいのある児童生徒等への教育や支援内容について、保護者や教育関係者等を対象とした意見交換会を行う。平成22年度より県内3地区（出雲・石見・隠岐）で実施している。

(3) 免許状保有率の引き上げ

小・中学校等の教員の特別支援学校教諭免許状や特別支援学校教員の視覚障がい・聴覚障がい領域の特別支援学校教諭免許状の保有率を上げるために認定講習を実施し、取得を積極的に促します。

(資料19)

■特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況

(平成21年5月1日現在)

学校種別	免許状種別	当該障がい種の免許状保有率	他の障がい種の免許状保有率	自立教科等免許状保有率	非免許状保有率	非免許状保有率(全国平均)
視覚障がい		35.3%	29.4%	23.5%	11.8%	19.9%
聴覚障がい		48.4%	39.1%	1.6%	10.9%	24.6%
知的障がい		87.1%	2.2%	1.6%	9.1%	26.7%
肢体不自由		94.6%	1.1%	0.0%	4.3%	25.9%
病弱		88.1%	2.4%	0.0%	9.5%	26.2%
計		80.8%	8.0%	2.5%	8.7%	26.0%

※対象：島根県立特別支援学校在籍教員

出典：文部科学省

(資料20)

■特別支援学級教員の特別支援学校教諭免許状保有状況

(各年度：5月1日現在)

校種\年度	H20	H21	H22
小学校	50.5%	53.0%	54.2%
中学校	40.4%	36.4%	33.3%
計	47.2%	47.4%	47.0%

※対象：島根県市町村立小・中学校特別支援学級担当教員

出典：学校基本調査

●特別支援学校教諭免許状

盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状、養護学校教諭免許状の3種類が一本化された特別支援教育に係る教諭免許状であり、修得した単位により、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの特別支援教育領域ごとに授与される。

教育職員免許法第3条により、特別支援学校の教員は特別支援学校教諭免許状を有する者でなければならないとされているが、同法附則16項により、当分の間、特別支援学校教諭免許状を有しない者でも幼稚園、小学校、中学校、高等学校の免許を有していれば相当する各部の教員となることができるとされている。

●認定講習

免許法認定講習の略である。一定の免許状を有する現職教員が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習をいう。

(資料 2 1)

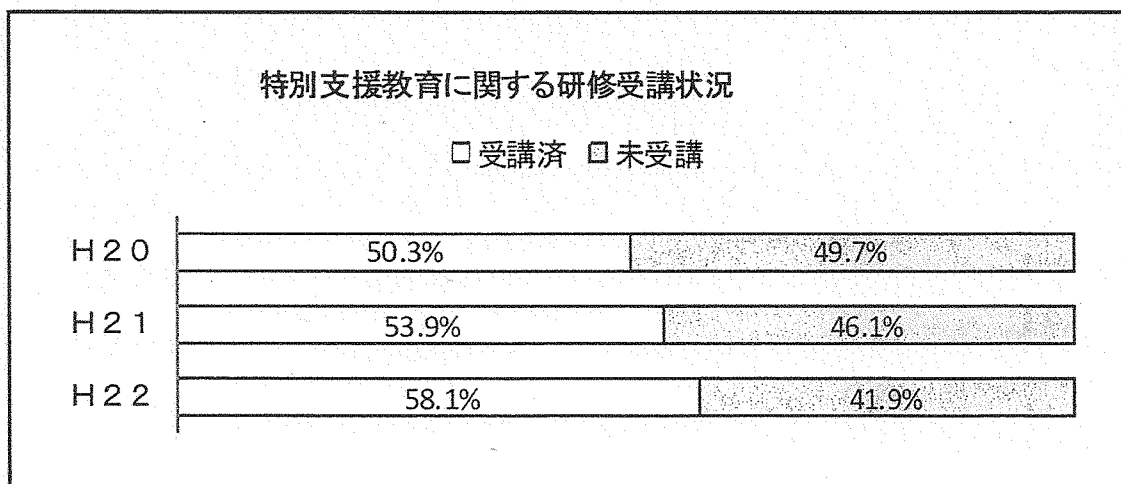
■特別支援教育に関する教員研修の受講状況 (単位：人)

校種 \ 年度		H20	H21	H22
小学校	全教員数 (a)	3,562	3,557	3,535
	受講者数 (b)	197	254	215
	(b) / (a)	5.5%	7.1%	6.1%
中学校	全教員数 (a)	1,948	1,950	1,950
	受講者数 (b)	74	94	115
	(b) / (a)	3.8%	4.8%	5.9%
高等学校	全教員数 (a)	1,654	1,625	1,622
	受講者数 (b)	24	26	25
	(b) / (a)	1.5%	1.6%	1.5%
計	全教員数 (a)	7,164	7,132	7,107
	受講者数 (b)	295	374	355
	(b) / (a)	4.1%	5.2%	5.0%

※対象：島根県教育センター主管研修

出典：島根県教育委員会

(資料 2 2)



出典：文部科学省特別支援教育体制整備状況調査

※調査対象は、全国の国・公立及び私立小・中・高等学校教員である。

※特別支援教育に関する研修について

特別支援教育に関する研修と特別支援教育に関する講義（講義名に明記されているもの。演習・協議を含む）を含む教員研修の中で、特別支援教育に関する内容が概ね90分以上のものをカウントしている。

※受講者数のカウントについて

「受講済」とは、平成15年4月1日から当該年度の9月1日までに研修を受講した場合をカウントしている。

なお、行政機関、学校が開催する研修の他に、校長会、学会、公益法人、NPO、民間団体等が開催する研修への自主的な参加も含んでいる。